

天間地区まちづくり協議会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、天間地区まちづくり協議会と称する。

2 事務局を天間まちづくりセンターに置く

3 運用規定として、内規を別に定める。

(目的)

第2条 この会は、天間地区（以下『地区』という）住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題解決に努め、ふれあいのある安全安心なまちづくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (2) 地区住民の健康及び福祉の増進並びに文化・教養の向上に関すること
- (3) 生活環境の保持及び改善に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること
- (5) 防犯、防災、交通安全等地域の安全及び安心に関すること。
- (6) 団体相互の情報交換・交流を図り、地域共通の課題改善に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 この会は、次に掲げる活動団体等で構成する。

- (1) 天間地区連合会（以下「連合会」という）
- (2) 天間地区生涯学習推進会
（文化教養部・体育保健部 以下「生涯学習推進会」という）
- (3) 天間地区福祉推進会（以下「福祉推進会」という）
- (4) 各区町内会自主防災会
- (5) 天間地区民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という）
- (6) 天間地区悠容クラブ連合会
- (7) 交通安全協会富士地区支部天間分会
- (8) 天間地区男女共同参画推進員
- (9) 天良会
- (10) 消防24分団
- (11) 地域安全推進員
- (12) 青少年指導委員
- (13) 交通安全指導員
- (14) 地域防災指導員
- (15) 水防団
- (16) 緑化指導員
- (17) スポーツ推進員
- (18) てんまんじゅう研究会

- (19) 天間小学校 PTA
- (20) 鷹岡中学校 PTA
- (21) 市職員まちづくり地区担当班

2 次に掲げる広域性のある団体は、友好団体として必要に応じ協力支援する。

- (1) 保護司会
- (2) 社会を明るくする会

3 次に掲げる教育・福祉施設の団体は、友好団体として必要に応じ協力支援する。

- (1) 富士市立天間小学校
- (2) 富士市立鷹岡中学校
- (3) 天間幼稚園
- (4) てんま保育園
- (5) 富士わかば保育園

(組織)

第5条 この会に、総務企画部門のほか以下の活動実行部門及び直轄事業部門を置く。

2 総務企画部門に事務局を置く。役員のほかにまちづくり協力員を若干名置くことができる。

3 活動実行部門は、以下の表に掲げる部を置き、活動団体で構成する。

活動実行部門	活 動 団 体
安全部	天間地区連合会・青少年指導委員・交通安全協会天間分会・交通安全指導員 地域安全推進員
環境防災部	天間地区連合会・自主防災会・消防24分団・鷹岡水防団・地域防災指導員 民生児童委員・緑化指導員・天良会・富士環境衛生自治推進協会担当
健康文化部	生涯学習推進会(体育保健部)・生涯学習推進会(文化教養部) スポーツ推進委員・男女共同参画地区推進員・てんまんじゅう研究会 天間悠容クラブ・まちづくり協力員
子ども育成部	生涯学習推進会(体育保健部)・福祉推進会・青少年指導委員・民生児童委員 天間小学校PTA・鷹岡中学校PTA・まちづくり協力員 (天間小・鷹岡中・天間地区3園)
福祉部	福祉推進会・民生児童委員・天間悠容クラブ・まちづくり協力員
活動実行部門をサポートするまちづくり協力員を置くことができる。	

4 直轄事業部門として、次の事業を行う。

- (1) 天間くらし支え合いセンター
- (2) コミュニティ交通事業（各区町内会から選出されたサポート員を置く）
- (3) 天間小学校児童の米づくり
- (4) 梅まつり実行委員会

(業務)

第6条 第4条の2 1 活動団体はそれぞれの組織、活動を尊重し、健全なる運営を行う。

2 活動団体は総務企画部並びに活動実行部門及び直轄事業部門に対して、相互扶助の精神で協力する。

3 総務企画部門は行政発信による中長期ビジョンや総合計画の取り纏めを行う。行政渉外事項、予算決算財務執行管理、活動実行部門及び直轄事業部門の調整、事業進捗管理、広報情報発信活動、一般事務処理を行う。

4 活動実行部門及び直轄事業部門は計画された事業を滞りなく実行する。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 6名
- (4) 事務局 5名 (会計担当含む)
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長は連合会が推薦し、理事会で審議し、総会において承認する。

- 2 副会長は、主たる活動団体の代表又は役員経験者の中から選任の上理事会で推薦し、総会において承認する。
- 3 理事は、活動実行部門の部長及び環境防災部副部長であり、理事会で推薦し、総会において承認する。
- 4 総務企画部は理事会で推薦し、総会において承認する。
- 5 監事は理事会で推薦し、総会において承認する。

(役員の職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事由で欠けたときは、理事会で審議し、その限られた職務を代行する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事は、企画立案・執行の意見具申及び審議の議決に加わる。
- 4 総務企画部門事務局は、この会の運営事務及び財務全般を担い、理事会の審議議決に加わる。
- 5 監事は、本会の事業運営、会計を監査する。
- 6 活動実行部門は、この会の行動計画の進捗を図る。
- 7 直轄事業部門は、総務企画部の下、この会の行動計画の進捗を図る。
- 8 活動団体は、自らの団体規約に基づき運営し、この会の行動計画の進捗を図る。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 活動団体代表は、1項の任期と同期することが望ましい。但し、各組織の規約に準拠する。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会、理事会、団体連絡会・安全会議とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第12条 総会は、役員並びに直轄事業部門代表及び第4条1項の活動団体代表で行う。

- 2 理事会は、第8条の監事を除く役員で構成する。
- 3 団体連絡会・安全会議は、役員並びに直轄事業部門及び第4条の活動団体及び友好団体で行う。但し、必要に応じて他団体の出席を認める。

(議決事項)

第13条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。

- (3) 規約変更に関する事。
- (4) 重要な契約を締結する事。
- (5) その他この会の運営上特に重要な事。

2 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他この会の運営に必要な事。

3 団体連絡会・安全会議における議決行為は必要としない。

4 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、理事会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第14条 通常総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は活動団体の3分の1以上の要求があったときに開催する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第16条 総会、理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めたときはこの限りでない。

(議長)

第17条 総会、理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 会議は、総会においては役員及び第4条1項の活動団体代表、理事会においては、役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第20条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、書面をもって表決し、又は会議に出席する他の者を代理人として表決を委任することが出来る。

この場合において、第19条の規定の適用においては、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第5章 会 計

(経費)

第22条 この会の経費は、活動団体、事業所、任意団体及び個人による寄付金及び各種補助金、その他の収入をもって支弁する。

- (1) 住民負担金
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 各種補助金
- (5) その他の収入

- 2 この会は事業財政の健全な運営に資するため、別に設ける事業調整基金（以下基金）を設置する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 この会の事業計画及び収支予算は、活動実行部門からの報告をもとに事務局が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第24条 この会の事業報告及び収支決算は、活動実行部門からの報告をもとに事務局が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第26条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第7章 雑 則

(情報の公開)

第27条 この会の運営及び事業などに関する情報については、活動団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

- 2 外部からの議事録公開などの請求は、目的及び用途などを文書にて申告し、理事会の承認を経て開示する。

(委任)

第28条 この規約の施行について必要な事項は役員会において別に定める。

附則

この規約は平成26年4月1日から施行する。

平成27年5月15日から施行

平成28年4月1日から施行

平成29年4月1日から施行

平成30年4月1日から施行

平成31年4月1日から施行

令和2年4月1日 生涯学習推進会及び連合会の組織変更により一部改訂

令和4年4月1日から施行（組織改編により改定）

令和5年4月1日から施行（組織改編により改定）

令和6年4月1日から施行（組織改編により改訂）

◇天間地区まちづくり協議会歴代会長

初代会長	加藤 崧	任期5年	平成26年	4月～平成31年	3月
2代会長	植松 譲	任期4年	平成31年	4月～令和5年	3月
3代会長	佐野 明	任期2年	令和5年	4月～令和7年	3月
4代会長	望月 裕之	任期 年	令和7年	4月～令和 年	月